

諮問庁：出入国在留管理庁長官

諮問日：令和2年8月12日（令和2年（行情）諮問第404号）

答申日：令和3年4月22日（令和3年度（行情）答申第22号）

事件名：2018年以降の日系4世の受け入れ開始に関する検討資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書19（以下、順に「文書1」ないし「文書19」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年4月23日付け入管庁総第646号により出入国在留管理庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の再精査を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人は、令和2年4月23日、処分庁から原処分を受けた。

本審査請求で確認したい文書は現時点では文書15及び文書16の2点である。

文書15では、不開示事項として、特定個人に係る情報が記載されている部分、また、非公開の内線番号が不開示とされている。1頁目の備考欄に、「これまで整理されていなかった論点」とあり、その内容が不開示とされているが、この部分を再度精査し、特定個人に係る情報以外の内容で開示できる部分がないか、再度検討することを要請する。

また、「これまで整理されていなかった論点」とあるが、これまで整理されてきた論点についてわかる文書は、本開示決定には含まれていなかったように思われる。審査請求人は、令和2年2月5日付けの行政文

書開示請求書にて、本件請求文書として開示請求を実施しているため、本開示でも、「これまで整理されてきた論点」についてわかる文書を特定し、開示を実施するべきである。

更に言えば、本件は安倍総理が国会でも発言しているように、法務省だけで告示内容の決定が行われたのではなく、政治家等とも協議しながら内容を整備していったものと思われるが、政党や議員等との面会記録やそれらからの依頼事項等についての情報が開示された文書からは見つけられなかった。それらに該当する文書を保有していないか、再度文書の特定を要請する。

文書16には日系4世受入れについて、他省庁とのメールが記載されているが、本文書に記載されているメール以外にも日系4世受入れについてのメールが存在するはずである。

審査請求人は今回、法務省を含め、複数の省庁へ開示請求を実施したが、少なくとも、特定年月日Aに、外務省の特定個人Aから法務省の特定個人Bへのメールが送られていることがわかっている。指摘のメール以外にも、他省庁とのやり取りに関するメールや電話記録等がないか、再度文書の特定を要請する。

なお、今回開示された他の行政文書については、現時点においては争いはない。

(2) 意見書（添付資料は省略する。）

ア 文書15について

「これまで整理されていなかった論点」の不開示部分について、諮問庁の主張は承知したが、念のため、仮に一部であっても開示することが特定個人について推測されるおそれがあるか否かについて、審査会の見解を求める。

イ 文書の再探索について

文書15に関する「これまで整理されてきた論点」の内容については、パブリックコメントをはじめとするその他の開示文書の内容であるとの意見は承知し、異論はない。

しかし、審査請求書でも主張した通り、本政策の実施にあたっては、開示された文書以外の行政文書を保有している可能性が高いと考える。

本開示請求の範囲は、2018年以降に開始された日系4世の受け入れに関する検討資料であり、法務省内部の検討資料だけではなく、その他省庁・関係団体・議員等との通信記録や面会記録を含めて開示を請求しているものである。

諮問庁は、再探索の結果、新たな文書は見つからなかったとしているが、審査請求人が別途入手した行政文書（参考資料として添付）には、2017年末～2018年初頭にかけて、当時担当であった特定

個人Bが、他の省庁に対し、本政策についての意見を聞いていることがわかっている。

よって、本政策に関わった職員のメールサーバー等を含め、他に行政文書を保有しているものがないか、確認すべきである（Ccにて、当時の入国管理局職員にもメールが送られていることから、本メールは組織的に作成され、用いられているものであることがわかる）。また、そのメール本文中に、「総理の御了承が得られましたので」と書かれていることから、本政策の策定には総理が関係していることがわかる。このことから、法務省にて、総理や政務三役、その他議員等へのレク資料やそこで出された課題への対応策等の文書を組織として作成・保有していると考えることが自然である。

以上の理由により、審査請求人は、処分庁は特定・開示された行政文書の他にも、本政策に関する文書を保有しており、再度文書の特定が必要であると考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

審査請求人は、令和2年2月5日（同月6日受付）、処分庁に対し、法の規定に基づき、請求する対象を、本件請求文書とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

本件開示請求に対し、19点の文書を特定し、法5条1号、2号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示の上で、部分開示決定（原処分）を行った。

本件は、この原処分について、令和2年6月22日、諮問庁に対して審査請求がなされたものである。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、文書15及び文書16について、下記のとおり主張し、原処分の取消しを求めている。

（1）文書15について

ア 当該文書では、特定個人に係る情報が記載されている部分及び非公表の内線番号が不開示部分とされている。当該文書の1頁目の備考欄に「これまで整理されていなかった論点」とあり、その内容が不開示とされているが、この部分について特定個人に係る情報以外の内容で開示できる部分がないのか再検討を要請する。

イ 「これまで整理されていなかった論点」とあるが、これまで整理されてきた論点について分かる文書は、原処分には含まれていなかったと思われる。これまで整理されてきた論点について分かる文書を開示すべきである。

なお、本件は総理が国会でも発言しているように、法務省だけで告

示内容の決定が行われたものではなく、政治家等とも協議しながら内容を整備したものと思われるが、政党や議員等との面会記録等は見当たらなかった。それらに該当する文書がないか再度文書の特定を要請する。

(2) 文書16について

他省庁とのメールが記載されているが、当該文書に記載されているメール以外にも、日系4世受入れに係るメールが存在するはずである。指摘したメール以外にも、他省庁とのやり取りに関するメールや電話記録等がないか再度文書の特定を要請する。

3 諮問庁の考え方

(1) 文書15の1頁目備考欄の不開示部分について

文書15について、同文書1頁目の備考欄の不開示部分は、その全てが、特定の個人に係る情報であり、法5条1号に該当することから不開示としたものであり、仮に一部であっても開示した場合、その内容から特定の個人について推測されるおそれがあることから、原処分を維持することが相当である。

(2) 文書の再探索結果について

本件審査請求を受け、諮問庁において再度文書の検索を行ったが、新たな文書は特定されず、原処分において本件開示請求に合致する全ての行政文書を特定し、開示済みである。

なお、文書15備考欄に記載された「これまで整理されてきた論点」とは、文書15以外の日系4世受入れ制度に係る検討資料全般を指し、本件開示請求に合致する文書は既に全て開示済みであることは上記のとおりである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、原処分を維持し、審査請求を棄却することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和2年8月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月4日 | 審議 |
| ④ | 同月24日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 令和3年3月16日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年4月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分

庁は、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他省庁・関係団体・議員等との通信記録や面会記録の再特定及び文書15の「備考欄」の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分を維持することが相当であるとしているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分については、改めて検討した結果、開示することとするとの説明があったので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び当該部分を除く上記不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、文書15記載の「これまで整理されてきた論点」について分かる文書を特定し、開示を実施するべきであると主張しているところ、諮問庁は、当該論点とは、文書15以外の日系4世受入れ制度に係る検討資料全般を指し、本件開示請求に合致する文書は既に全て開示済みである旨説明し、これに対して、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2））において、当該論点の内容については、パブリックコメントをはじめとするその他の開示文書の内容であるとの意見は承知し、異論はないとしていることから、この点については争いのないものと認められるため、当審査会において判断しない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2の2（1）及び（2）イ）において、今回、法務省を含め、複数の省庁へ開示請求を実施したが、少なくとも、特定年月日Aに、外務省の特定個人Aから法務省の特定個人Bへのメールが送られていることが分かっている、指摘のメール以外にも、他省庁等とのやり取りに関するメールや電話記録等がないか、再度文書の特定を要請するなど主張している。

ア この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

（ア）特定個人Bは、特定年月日A後の特定年月日B付けで法務省以外の官署に異動しているため、同人のメールボックスにあったメールアドレスは、異動に伴い廃棄済みである。また、同人の後任の職員やその他当時の関係職員のメールボックスを確認したが、意見書に添付されたメール及びその返書に該当する関係省庁等からの返信メール等の本件請求文書に該当するメールアドレスは残っていなかった。

そのほか、印刷した紙媒体が保存されていないか、諮問に当たり担当課室の書棚等を改めて探索し、サーバ上に保存されている担当課室のフォルダも再度確認したが、既に開示済みの本件対象文書以

外に関係省庁等とやり取りしたメール等は見当たらなかった。

(イ) 該当するメールアドレスが残っていないため、既に開示済みの文書以外に関係省庁等とメールでのやり取りがあったのか不明であるが、通常、メールに記載された内容が、当庁の意思決定の判断に際し必要な内容である場合は、紙媒体で印刷の上決裁に添付している。他方、当該メールの内容が、当庁の意思決定の判断に影響を及ぼすものではない場合は、決裁に添付する必要は必ずしもない。よって、メールボックスに残されたメールアドレス自体は、別途紙媒体で保存されている、又は意思決定の過程で作成されたものであるが、意思決定の判断に影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断されるものであり、そのような文書については、当時の法務省行政文書管理規則及び現行の出入国在留管理庁行政文書管理規則（以下「規則1」及び「規則2」といい、併せて「規則」という。）において、保存期間は1年未満とされている。このため、職務上利用しなくなった段階で適切に廃棄するものに当たることから、既に2018年（平成30年）7月に「日系4世の更なる受入れ制度」が開始され、現在は担当課室から異動している当時の担当職員が、不要となったメールを削除処理したとしても瑕疵は認められないと考えられる。

イ これを検討するに、当審査会事務局職員をして特定年版A及び特定年版Bの独立行政法人国立印刷局編の職員録を確認させたところ、特定個人Bの氏名は特定年版Aには掲載されているが、特定年版Bに掲載されていないことが認められ、特定個人Bは、法務省以外の官署に異動しているため、同職員のメールボックスは廃棄済みである旨及び担当課室の書棚等やサーバ上に保存されている担当課室のフォルダも再度確認したが既に開示済みの本件対象文書以外に関係省庁等とやり取りしたメール等は見当たらなかった旨の上記ア（ア）の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また当審査会において、諮問庁から規則の提示を受け確認したところ、規則1の16条6項（6）及び規則2の17条6項（6）において「保存期間を1年未満とすることができる文書」の一つとして、「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」が定められていることが認められる。既に2018年（平成30年）7月に「日系4世の更なる受入れ制度」が開始されていること等を踏まえると、制度開始までに他省庁等とやり取りしたメールが上記に該当し、保存期間が1年未満とされているため、本件請求文書に係るメールデ

一々は削除処理された旨の上記ア（イ）の諮問庁の説明は、否定することまではできない。

- (2) また、審査請求人は、上記（1）以外にも、関係団体・議員等との通信記録や面会記録の再特定を求めていることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

議員や関係団体とのやり取りについては記録が残っておらず、やり取りが行われていたかどうか確認できないが、行われていたとしても、制度に係る説明を行った程度であったことと想定され、通常そのような説明は日々多く対応しているものであり、記録に残さないことが一般的である。なお、仮に当該やり取りを当時記録に残していたとしても、意思決定の判断に影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断されるものであるため、そのような文書については、規則において、保存期間は1年未満とされ、職務上利用しなくなった段階で適切に廃棄するものに当たることから、説明内容の共有を終えた後に廃棄したと考えられる。

これを検討するに、上記（1）イで提示を受けた規則の内容等を踏まえれば、上記諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

- (3) 以上によれば、出入国在留管理庁において、本件対象文書の外に本件請求文書の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において、文書15を見分したところ、「決裁・供覧・【報告】」の「備考欄」の記載内容部分の一部が不開示とされていることが認められる。

- (2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

本件不開示維持部分を公にすると、既に開示されている部分と併せることにより、特定の個人の関係者にとっては、当該個人をある程度特定することが可能となり、その結果、当該個人に係る特定情報が関係者に知られることとなることから、当該不開示維持部分は、法5条1号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

これを検討するに、当審査会において、本件不開示維持部分を見分したところによれば、当該不開示維持部分には、特定の個人の職業等が記載されていることが認められることから、これらを公にすると、既に開示されている部分と併せることにより、当該個人の関係者にとっては、当該個人をある程度特定することが可能となり、その結果、当該個人の

特定情報が当該関係者に知られることとなることから、本件不開示維持部分は、法5条1号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する旨の上記諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

(3) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、本件不開示維持部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(4) 以上によれば、本件不開示維持部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、出入国在留管理庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙

1 本件請求文書

1. 2018年以降の日系4世の受け入れ開始に関する検討資料
(法務省内部での検討資料, その他省庁・関係団体・議員等との通信や面会記録等)

2 本件対象文書

- 文書1 平成30年1月17日付け法務省入国管理局参事官室法規係起案文書「「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件(案)」等に係る意見公募手続の実施について」
- 文書2 平成30年3月2日付け法務省入国管理局参事官室法規係起案文書「「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件(案)」等について(日系四世の受入れ)」
- 文書3 平成30年3月28日付け法務省入国管理局参事官室法規係起案文書「「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件(案)」等に係る意見公募手続の結果の公示について」
- 文書4 法務省入国管理局参事官室起案文書
- 文書5 法務省入国管理局参事官室起案文書(2)
- 文書6 法務省入国管理局参事官室起案文書(3)
- 文書7 法務省入国管理局参事官室起案文書(4)
- 文書8 法務省入国管理局参事官室起案文書(5)
- 文書9 法務省入国管理局入国在留課起案文書
- 文書10 法務省入国管理局入国在留課起案文書(2)
- 文書11 平成30年2月27日付け法務省入国管理局入国在留課起案文書「パブリックコメント結果公示案について」
- 文書12 法務省入国管理局入国在留課起案文書(3)
- 文書13 平成30年4月25日付け法務省入国管理局入国在留課審査総括係起案文書「日系四世の更なる受入制度に関する公表用資料について」
- 文書14 法務省入国管理局入国在留課起案文書(4)
- 文書15 平成30年6月11日付け法務省入国管理局入国在留課審査総括係起案文書「日系四世受入れサポーターによる「無償の支

援」に関する整理（案）について」

文書 16 平成 30 年 6 月 12 日付け法務省入国管理局入国在留課審査
総括係起案文書「「日系四世の更なる受入制度」における年間受
入れ枠に係る協議（案）について」

文書 17 平成 30 年 6 月 18 日付け法務省入国管理局入国在留課審査
総括係起案文書「「日系四世の更なる受入制度」における年間受
入れ枠に係る協議（正式協議）について」

文書 18 平成 30 年 6 月 28 日付け法務省入国管理局入国在留課審査
総括係起案文書「「日系四世の更なる受入制度」における年間受
入れ枠に係る協議（正式協議）の結果について」

文書 19 法務省入国管理局入国在留課起案文書（5）

3 諮問庁が新たに開示する部分

文書 15 の「備考欄」の 2 行目 1 文字目ないし 8 文字目， 23 文字目な
いし 36 文字目及び 40 文字目ないし 3 行目末尾並びに「備考欄」下部の
不開示部分